平成２２年（フ）第５８２号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目９番３号居酒屋どん内、住民票上の住所埼玉県幸手市中４丁目17番19号
債務者　中里　　昭
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８６号
埼玉県越谷市東越谷７丁目200番地
債務者　平塚　一利
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺892番地２
債務者　久我　笑子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９２号
札幌市中央区南５条西15丁目２番27号　ハイムクローネ２―203号
債務者　永井　昭博
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　宏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地５―1312号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地５―806号
債務者　田中　美佳
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
和歌山県田辺市明洋３丁目22番15号
債務者　小西　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６０１号
岩手県花巻市松園町１丁目１番44号
債務者　稗貫　幸造
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山　通治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１９号
佐賀県鳥栖市江島町3256番地228　競馬場団地39
債務者　塩滿　正信
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘利太希裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８７号
青森県十和田市東五番町11番20号
債務者　小田島大作
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１０４３号
さいたま市桜区大字塚本227番地９
債務者　楠岡　　泰
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４４号
さいたま市桜区大字塚本227番地９
債務者　楠岡　正年
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０１号
埼玉県久喜市青毛２丁目５番地６　ハイムアークヒル204
債務者　小林　弘典
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２８号
埼玉県川口市上青木１丁目17番４号、旧住所埼玉県川口市中青木５丁目９番23号
債務者　大河原容子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６１号
埼玉県鳩ケ谷市大字里224番地の７、旧住所東京都世田谷区豪徳寺２丁目１番13号　船保病院寮201
債務者　新井　啓之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２７号
埼玉県新座市野火止３丁目16番51―301号
債務者　佐々木康子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７６号
さいたま市緑区松木３丁目28番地12
債務者　山我里予子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２１号
さいたま市見沼区東大宮２丁目49番地５
債務者　坂口　和子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係